

社会福祉法人上士幌福寿協会指定短期入所生活介護事業所 及び指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上士幌福寿協会が開設する指定介護短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営

むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2. 事業の実施に当たっては市町村、居宅介護支援事業者、在宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携を図るよう努めるものとする。

(職員の区分及び定数)

第3条 施設は次の職員を置く。但し、必要に応じて増員することができるほか、職種を兼ねることができる。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 管理者（施設長） | 1名 |
| (2) 副施設長 | 1名 |
| (3) 医師 | 1名 |
| (4) 事務長 | 0名 |
| (5) 事務員 | 3名（他施設と兼務） |
| (6) 生活相談員 | 1名 |
| (7) 看護職員（看婦師又は准看護師） | 2名 |
| (8) 介護職員 | 25名 |
| (9) 栄養士（管理栄養士又は栄養士） | 1名 |
| (10) 調理員（給食業務委託） | |
| (11) 機能訓練指導員（兼務） | 2名 |
| (12) 介護支援専門員（兼務） | 2名 |

(職務の内容)

第4条 前条に掲げる管理者及び職員等の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長）
理事会の決定する方針に従い施設の運営管理を総括すること。
- (2) 副施設長
施設長を補佐し、施設の運営管理の総括に関すること。
- (3) 医師

利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。

(4) 事務長

施設長を補佐し、施設の運営管理の調整に関すること。

(5) 事務員

建物や備品の保全管理及び物品の調達や受け払い等の経理事務その他庶務に関すること全般を行うこと。

(6) 生活相談員

利用者又はそのご家族からの相談に対する対応及び必要な援助、助言等を行い、サービス上の連絡調整に従事すること。

(7) 看護職員

利用者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、利用者の健康維持のための必要な看護を行うこと。

(8) 介護職員

利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自律支援を念頭に、充実した生活が過ごせるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うこと。

(9) 栄養士

利用者個々の身体の状況に合った、献立の作成及び栄養管理・衛生管理等を行うこと。

(10) 調理員（給食業務委託）

栄養士の指示を受け食品の調理と配膳、その他委託契約書に関すること。

(11) 機能訓練指導員

利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上での必要な機能の改善又は維持及び減退防止のための機能訓練を行うこと。

(12) 介護支援専門員

利用者個々の心身の状況に応じ、施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見直し、変更を行うこと。

(職員の心得)

第5条 職員は、事業の目的とする運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努力するほか、特に利用者に対しては無差別平等等を旨とし、常に深い理解と愛情を持って接遇し、職員相互の融和と協力を図り、利用者の接遇の充実向上に努めなければならない。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は、10名とする。ただし、本体施設の特別養護老人ホーム上士幌すずらん荘に空床があるときは、その空床の範囲内において利用定員を超えて利用させることができる。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は、次のとおりとし、介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(1) 介護

- ・入浴又は清拭
- ・排泄（おむつ使用者は、おむつ交換）の援助
- ・離床、着替え、整容
- (2) 食事の提供
- (3) 相談及び助言、その他の援助
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション・行事
- (6) 健康管理
- (7) その他必要と認められる事業

2. その他の費用

事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることが

できる。なお、居住費（滞在費）及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの金額とする。

介護保険の給付対象とならないサービス

サービスの概要	利 用 料	
特別な食事	全額自己負担	
理髪・美容	必要額	
貴重品の管理	300円/月	
レクリエーション活動等	食事を伴う場合の経費—実費負担 入園料等にかかる経費—実費負担	
複写物の交付	無料	
日常生活上必要となる諸費用実費	ティッシュペーパー	必要額
	歯磨き粉	必要額
	歯ブラシ	必要額
	その他	必要額

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	朝食	昼食	夕食
食事の提供に要する費用	293円	595円	504円
但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)が負担上限となります。 第1段階 300円、第2段階 390円、 第3段階 650円			

②滞在に要する費用（光熱水費及び室料）

滞中に要する費用	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室 (2・3・4人室)	1日 855円	1日 0円	1日 370円	1日 370円

3. 前各項費用の支払を受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で、説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けるものとする。

通常の事業の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、上士幌町の区域とする。

1 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

- ・事業実施地域を越えた地点から、利用者宅の距離により算定するものとし、1キロメートルにつき40円を徴収する。

(提示)

第9条 事業所は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規定の概要並びに従事者の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定により指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業の実施中に、利用者の病状等が急変した場合、その他緊急の事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 管理者は、非常災害に際して避難・救出に万全を期すために、社会福祉法人上士幌福寿協会防火管理規程に基づく防火管理者を任命し、消防計画の策定、防火訓練の実施等防災に関する業務を行わせるものとする。

（身体拘束の禁止について）

- 第13条 事業所は、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
2. 緊急やむを得ない場合について、家族に内容をわかりやすく説明し同意、承諾書により実施については記録、報告を行う。

（事故発生時の対応）

- 第14条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（感染症対策体制の徹底）

- 第15条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により感染症又は食中毒が発生し、又は万延しないように、定期的にその対策を検討し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所は、感染症又は食中毒の予防及び万延の防止のための指針を整備する。

3. 事業所は、感染症又は食中毒の予防及び万延の防止のための研修を定期的実施する。

(褥瘡防止対策)

第16条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により褥瘡が発生しないよう「介護」又は「看護及び医学的管理の下における介護」を適切に行い、その発生を防止するための体制を整備する。

(秘密保持)

第17条 事業の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持しなければならない。

2. 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約上明示するものとする。

(補則)

第18条 この規程に定める事項の他、必要な事項について施設長が理事長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 8月1日から施行する。